

## 渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(案)

### (名称)

第1条 本会の名称は、「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」とする。)

### (目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、渡良瀬川における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

### (幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は委員間の互選によってこれを定める。
- 4 幹事長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

### (事務局)

第5条 本協議会の事務局を、渡良瀬川河川事務所調査課におく。

### (協議会の検討内容)

第6条 協議会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

### (会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

3 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年 5月18日から施行する。(第1回協議会の日)

平成28年 7月 1日改定

平成29年 5月25日改定

別表1

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長  
気象庁 宇都宮地方気象台長  
気象庁 前橋地方気象台長  
独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長  
栃木県 県土整備部 河川課長  
群馬県 総務部 危機管理室長  
群馬県 県土整備部 河川課長  
足利市長  
栃木市長  
佐野市長  
桐生市長  
太田市長  
館林市長  
板倉町長  
邑楽町長

別表2

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 副所長  
気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官  
気象庁 前橋地方気象台 防災管理官  
独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所 所長代理  
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 栃木土木事務所 次長  
栃木県 安足土木事務所 次長  
群馬県 総務部 危機管理室 補佐  
群馬県 県土整備部 河川課 補佐  
群馬県 太田土木事務所 副所長  
群馬県 桐生土木事務所 次長  
群馬県 館林土木事務所 次長  
足利市 危機管理課長  
栃木市 危機管理課長  
佐野市 危機管理課長  
桐生市 安全安心課長  
太田市 防災防犯課長  
館林市 安全安心課長  
板倉町 総務課長  
邑楽町 安全安心課長